

9月1日から受給資格証が変わります

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、障がい者、一人親家庭など、子どもに対して、医療機関で支払った医療費の一部を助成する制度です。

受給資格のある義務教育就学前の子どもが三重県内の医療機関（医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション）を受診する場合は、受給資格証（黄色）を窓口へ提示することで、窓口での支払いが無料になります。

申請をしていない人や、前年度以前に所得超過などで受給していない人は、助成が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

現在受給資格があり、9月以降も引き続き受給資格がある人には、8月下旬に新しい受給資格証を送付します。

加入している医療保険が変わった場合など、内容に変更があった時には市の窓口へ届け出をしてください。

障がい者

【対象者】

次のいずれかに該当する人
※本人と扶養義務者などに所得制限があります。

- 身体障害者手帳1～3級のいずれかをお持ちの人
- 療育手帳AまたはBをお持ちの人
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの人

一人親家庭など

【対象者】

次のいずれかに該当する人
※本人と扶養義務者などに所得制限があります。

- 父子家庭または母子家庭で養育されている18歳未満児*とその父または母
- 父または母のいない18歳未満児*とその養育者
- 父または母に重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）のある18歳未満児*とその父または母

*18歳未満児：18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども

子ども

【対象者】

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども
※保護者に所得制限がありますが、義務教育就学前の子どもを養育している場合は所得制限がありません。

※手続きが遅れると、出生日から受給資格を取得できない場合があります。子どもが生まれたら、健康保険加入手続き後、早めに受給資格認定の手続きをしてください。

助成対象医療費

健康保険が適用される医療費（窓口負担額）

※障がい者医療の受給資格者のうち精神障害者保健福祉手帳を持つている人は外来受診分のみ対象
※高額療養費、公費負担金、附加給付金を差し引いた金額

◆対象とならないもの

- スポーツ保険の適用となる学校管理下のけがなどで受診した際の窓口負担額
- 健康診断や予防接種などの保険外診療分
- 入院時の食事代やベッド料などの医療外分



【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22・96600 FAX 26・0151
✉ hoken@city.iga.lg.jp

手続き方法や所得制限など、詳しくは市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

県外の医療機関を

受診したとき

医療機関が発行する領収書（氏名・医療機関名・保険点数・領収印があるもの）と福祉医療費受給資格証を持って、保険年金課または各支所の住民福祉課で申請してください。
※後期高齢者医療保険に加入している人は除きます。

療養費（コルセットなど）の

申請をしたとき

療養費に対する「意見書(写)」、「領収書(写)」を、加入している保険者から届く「療養費支給決定通知書」と福祉医療費受給資格証を持って、保険年金課または各支所の住民福祉課で申請をしてください。伊賀市国民健康保険に加入している場合、伊賀市国民健康保険の療養費の支給申請と同時に申請できます。

安心して生活を送るために

緊急通報システムをご利用ください

緊急通報システムは、自宅で急な発作や体の異常を感じた時に緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、状況に応じて、家族や協力員に連絡をしたり、救急車の出動を要請するシステムです。

受信センターでは、毎月1回、利用者宅に電話をかけて健康状態を確認して、看護師などが24時間体制で利用者からの健康相談に応じます。

なお、ペンダント型送信機を身につけることでお風呂や庭などでの体調異変など緊急時にも通報できます。

また、一定期間動きがないなど、生活リズムの異常があった場合、自動的に受信センターに通報する「人感センサー」を設置することもできます。(別途料金がかかります。)

【対象者】 65歳以上で装置を使用でき、次に当てはまる人。

- 急な発作など、緊急時に不安のある一人暮らしの人。
- 同居者が障がいなどで緊急時に対応できない世帯の人。(日中のみ1人の場合は対象外)

【料 金】 1,000円/月

※生活保護世帯、市民税非課税世帯、介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階のみで構成される世帯の人は無料です。

※人感センサーを利用する場合は、生活保護・非課税者などにかかわらず、利用者ごとに別途300円/月が必要です。

【申込方法】

介護高齢福祉課、各支所住民福祉課へ申請書を提出してください。



【申込先・問い合わせ】 介護高齢福祉課
 ☎ 22-9634 FAX 26-3950
 ✉ kaigo@city.iga.lg.jp

緊急通報システムの仕組み

